

上松町空家等対策計画

【資料編】

令和2年2月



上松町

◇ 目 次

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法 （平成 26 年法律第 127 号）	2
■ 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号）〈概要〉	10
■ 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイド ライン）〈概要〉	11
■ 上松町空家等の適正管理に関する条例（平成 30 年条例第 21 号）	13
■ 上松町まちづくり基本条例（平成 23 年条例第 5 号）	15
■ 上松町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 11 年条例第 13 号）	20

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

背景

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）
参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（目的）

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

- 第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

- 1 基本指針の背景
 - (1) 空家等の現状
 - (2) 空家等対策の基本的な考え方
 - ① 基本的な考え方
 - ・所有者等に第一義的な管理責任
 - ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等
 - ② 市町村の役割
 - ・空家等対策の体制整備
 - ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等
 - ③ 都道府県の役割
 - ・空家等対策計画の作成・実施等
 - ・空家等対策計画に関する市町村への必要な援助の実施 等
 - ④ 国の役割
 - ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
 - ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等
- 2 実施体制の整備
 - (1) 市町村内の関係部局による連携体制
 - (2) 協議会の組織
 - (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備
- 3 空家等の実態把握
 - (1) 市町村内の空家等の所在等の把握
 - (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握
 - (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段
 - ・固定資産税情報の内部利用 等
 - 4 空家等に関するデータベースの整備等
 - 5 空家等対策計画の作成
 - 6 空家等及びその跡地の活用の促進
 - 7 特定空家等に対する措置の促進
 - ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進
 - 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置
 - (1) 財政上の措置
 - (2) 税制上の措置
 - ・空き家の発生を抑制するための所得税等の特別措置
 - ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
 - ・他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
 - (2) 計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等
- 3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(概要)

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等」に対する措置に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - (2) 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
 - (3) 行政関与の要否の判断
 - (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係
3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等」に対する措置を講ずる際に参考となる事項

- ・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。
- (1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別欄に示す。
 - (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
 - (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有
 4. 特定空家等の所有者等への催告
 - (1) 催告の実施
 - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
 - ・催告は書面で行う。
 - ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内
 - (2) 関係部局への情報提供
 5. 特定空家等の所有者等への命令
 - (1) 所有者等への事前の通知
 - (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求
 - (3) 公開による意見の聴取
 - (4) 命令の実施
 - ・命令は書面で行う。
 - (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示
 6. 特定空家等に係る代執行
 - (1) 実体的要件の明確化
 - (2) 手続的要件
 - (3) 非常の場合又は危険切迫の場合
2. 「特定空家等」に対する措置」の事前準備
 - (1) 立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。
 - (2) データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施設担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
 - (3) 特定空家等に関する権利者との調整
 - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。
 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導
 - (1) 特定空家等の所有者等への告知
 - (2) 措置の内容等の検討
 - (4) 執行責任者の証券の携帯及び呈示
 - (5) 代執行の対象となる特定空家等の中の財産の取扱い
 - (6) 費用の徴収
 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確認することができない場合
 - (1) 「過失がなく」「確認することができない」場合に、不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せず、所有者等を特定できなかつた場合、「過失がない」とは言い難い。
 - (2) 事前の公告
 - (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の財産の取扱い
 - (4) 費用の徴収
 - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。
 8. 必要な措置が講じられた場合の対応
 - ・所有者等が、催告又は命令に係る措置を実施し、当該催告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

〔別紙1〕 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
 - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
 - ・基礎に不同沈下がある
 - ・柱が傾斜している
 - 口 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
 - ・基礎が破損又は変形している
 - ・土台が腐朽又は破損している
 - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
 - ・屋根が変形している
 - ・屋根ふき材が剥落している
 - ・壁を貫通する穴が生じている
 - ・看板、給湯設備等が転倒している
 - ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している
2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
 - ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

〔別紙3〕 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

- (1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。
 - ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
 - ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
- (2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。
 - ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
 - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
 - ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

〔別紙2〕 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。
 - ・炊付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
 - ・浄化槽等の設置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。
 - ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
 - ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙4〕 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- (1) 立木が原因で、以下の状態にある。
 - ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
- (2) 空家等に住みついていた動物等が原因で、以下の状態にある。
 - ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- (3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。
 - ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

上松町空家等の適正管理に関する条例（平成30年条例第21号）

（目的）

第1条 この条例は、空家等の適正管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図り、もって安全安心を支える暮らしの礎づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「町民等」とは、町内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する個人及び町内に所在する法人その他の団体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 所有者等、町及び町民等は、法及びこの条例の目的を達成するため、空家等の適正管理に関し、相互の責務を理解し、その取組に協力しなければならない。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責務及び負担において、その所有し、又は管理する空家等を適正に管理しなければならない。

（町の責務）

第5条 町は、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）に基づき、空家等の適正管理に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、空家等の適正管理に関する所有者等又は町民等の取組に関し、必要な援助に努めなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、空家等の発生の予防に努めなければならない。

2 町民等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていると認めるときは、当該空家等に関する情報を町に提供するように努めなければならない。

(緊急安全措置)

第7条 町長は、特定空家等に危険な状態が急迫し、人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、当該危害を回避するために必要な最小限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 町長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を、遅滞なく、当該特定空家等の所有者等に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により講じた緊急安全措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(警察等に対する要請)

第8条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関（以下この条において「警察等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、町長は、警察等に対し、必要な情報を提供することができる。

(民事による解決との関係)

第9条 この条例の規定は、空家等の所有者等と当該空家等に関する紛争の相手方との間で、民事による当該紛争の解決を図ることを妨げるものではない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上松町まちづくり基本条例（平成23年条例第5号）

前文

上松町は、豊かな自然と木曾ヒノキの森林、伝統文化や歴史に誇りを持ち、地域に貢献できる人材の育成と人権を尊重し、誰にでも優しく安心して生活できるまちづくりが求められています。

私たちのまちづくりは、この地域に暮らす住民の思いを尊重しながら進めていかなければいけません。そのため、自助と共助の住民自治を基本理念として、住民参加による自助努力に期待し、より良いまちづくりのための施策について住民の理解を得ながら進めていくことが必要となります。そして、地域自治を担う行政と議会は、住民から付託された責務に応えていかなければなりません。

上松町は、こうした基本理念の下、上松町民憲章を尊重し、将来を見据えたまちづくりのための規範として、上松町まちづくり基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、住民自治の基本理念の下、住民、行政及び議会の役割を定め、自立した地域社会の実現と、協働のまちづくりを進めることを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、上松町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃及び、まちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行う者をいう。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の機関をいう。
- (3) 議会 地方自治法で規定する議会をいう。

(4) まちづくり 町をより良い姿にしていくために、住民、行政及び議会が取り組む活動をいう。

(5) 地域単位 まちづくりに取り組む行政区又はブロック単位のことをいう。

(自治の基本原則)

第4条 住民、行政及び議会は、自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりに取り組まなければならない。

(1) 住民、行政及び議会が、まちづくりの目的の実現に向けて、それぞれの立場、果たすべき役割を自覚し、互いを尊重し、協力して行動する。

(2) 住民、行政及び議会が、まちづくりに関する情報を共有する。

(住民の権利)

第5条 住民はまちづくりに参加する権利を有する。

2 住民はまちづくりに関する情報を知る権利を有する。

(住民の役割)

第6条 住民は、行政及び議会の活動に関心を持つとともに、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めなければならない。

2 住民は、まちづくりへの参加に当たり、公共性の視点を持って行動しなければならない。

(住民による自治活動)

第7条 住民は、主体的かつ自立的に地域単位の自治活動を行うこととする。また、住民が地域単位を超えて行う場合も同様とする。

2 住民、行政及び議会は、公共的な目的として行う活動を町の自治を担う活動として尊重しなければならない。

3 行政は、主体的かつ自立的な自治活動に対し支援することができる。

4 前項に規定する活動に関する情報は、住民に公開されるよう努めなければならない。

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、市政の審議、議決機関であることの責任を常に認識し、政策の検証、評価に努め、長期的な展望をもって意思決定に臨まなければならない。

2 議会の活動と運営などの基本的な事項は、別に定める。

(町長の責務)

第9条 町長は、住民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第10条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの推進スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける住民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(説明責任等)

第11条 行政は、まちづくりに関する計画及びその実績等を、住民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

2 行政は、まちづくりに関する住民の意見、要望、提案等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

(住民参加)

第12条 行政は、まちづくりに関し、住民が参加しやすい環境づくりに努めなければならない。

2 前項に規定する住民参加に必要な事項は、別に定める。

(情報の公開及び提供)

第13条 行政は、住民の知る権利を保障するとともに、住民のまちづくりへの参加を促進し、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

2 前項に規定する情報公開については、別に定める。

(個人情報保護)

第14条 行政は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関する情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護については、別に定める。

(財政運営)

第15条 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全化を図るよう努めなければならない。

2 行政は、町の財政状況を町民に分かりやすく伝えなければならない。

(総合計画)

第16条 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を町の最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画と整合性を図らなければならない。

(行政組織)

第17条 行政組織は、住民に分かりやすく効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければならない。

(行政手続)

第18条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益を保護するため、条例又は規則等による処分、行政指導及び届出に関する手続を定めなければならない。

2 前項に規定する行政手続については、別に定める。

(危機管理)

第19条 行政は、住民の生命及び財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

(他の機関との連携)

第20条 行政は、住民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

(住民投票)

第21条 町長は、町政に関わる重要案件について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 町長は、前項に規定する住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

(条例の見直し)

第22条 この条例は、必要に応じて見直しを行うことができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

上松町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成11年条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、情報の公開を求める権利並びに自己情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の開示及び訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求める権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の進展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 情報の公開 情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (4) 個人情報 実施機関が保有する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (6) 自己情報 実施機関が保有する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この号において同じ。）であって、当該請求者本人に関する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第27条の2において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、町政に関する情報の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。

この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の収集、保管及び利用（以下「保管等」という。）をするときは、個人の権利と利益を侵害しないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の開示等を求める権利が十分に保障されるよう努めなければならない。

（適正利用）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開又は自己情報の開示を受けたものは、取得した情報を第1条の目的に則し、適正に使用しなければならない。

(請求権者)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開（第5号に掲げる者にあつては、当該利害関係に係る情報に限る。）を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) その他町の行政に利害関係を有する者

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 実施機関が、公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員の職務遂行に関して記録された情報に含まれる当該公務員の職及び氏名

- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、情報を公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から、人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生ずるおそれのある支障から人の財産又は生活を保護するために公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

- (3) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を害するおそれのあるもの
- (4) 町の機関と国等の機関又は町の機関内部若しくは町の機関相互間における審議、検討、調査研究（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 町の機関又は国等の機関が行う検査、監査、争訟、交渉、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な実施を困難にするおそれのあるもの
- (6) 情報を公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報
- (8) 公開しないことを条件に提供された情報

（情報の部分公開等）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号に規定する情報とそれ以外の情報が混在して記録されている場合において、前条各号に規定する情報以外の情報を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前条各号に規定する情報を除いて、当該部分の情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、前条各号の規定により公開しないことができる情報であっても、期間の経過により当該情報を公開しないことができる理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

（情報の存否に関する情報）

第8条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号に規定する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(請求手続)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、当該情報を保有する実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開の請求に係る情報の内容
- (3) 情報の公開方法

(請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定により情報の公開の請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して、15日以内に当該請求に係る情報の公開の可否を決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の場合において、非公開の決定（第7条に規定する情報の部分公開の場合を含む。）をしたときは、その理由を前項に規定する通知と併せて通知しなければならない。この場合において、非公開の決定をした情報が期間の経過により公開できる場合で、かつ、その時期が明らかな場合は、時期を明示するものとする。
- 4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないやむを得ない理由がある場合は、当該請求を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、当該延長の期間及び理由を速やかに書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る情報に記録されている情報が実施機関以外の個人、法人等（以下「第三者」という。）に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報を公開しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、情報を公開するに当たって当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があると認められるとき

は、当該情報の写しにより情報の公開ができるものとする。

(一般的制限)

第12条 実施機関は、個人情報の保管等をしようとするときは、その所掌する事務事業の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令若しくは条例に定めがあるとき又は上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上特に必要があると認めたとときを除き、要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）の保管等をしてはならない。

(保管等に係る手続)

第13条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の保管等の目的
- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
- (4) 個人情報の収集項目
- (5) 個人情報の登録課の名称
- (6) 個人情報の保管期間
- (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録した業務を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録をしなければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、前各項の規定にかかわらず業務が開始され、又は変更がされたとき以後に前各項の登録をすることができる。

4 実施機関は、前3項の規定により登録した業務を廃止したときは、保管する当該個人情報の記録を速やかに、かつ確実に廃棄し、登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、前各項の登録又は抹消をしたときは、その内容を一般に公表しなければならない。

(特定個人情報保護評価)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第13条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、上松町情報公開及び個人情報保護審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (8) 第20条第1項、第22条又は第24条の2の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特

定個人情報ファイル

- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル
 - (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル
 - (10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル
- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、上松町情報公開及び個人情報保護審査会に対しその旨を通知しなければならない。

（特定個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第13条の4 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(収集の制限)

第14条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、業務の内容、収集目的を明らかにして、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 公知の個人情報を収集するとき。

(4) 個人の生命、身体、又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたとき。

2 本人又はその代理人が法令の規定に基づき、実施機関に対して行った申請その他これに類する行為により得られた個人情報は、前項の規定に基づき収集されたものとみなす。

(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の制限)

第15条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第13条第1項第2号に規定する保管等の目的の範囲を超えて利用し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用等を行うことができる。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴いて認めたとき。

3 実施機関は、前項の場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第15条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令又は条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第15条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適切な維持管理)

第16条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保管等をするときは、適切な維持管理を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報は、保管等の目的に必要な範囲で正確かつ最新のものに保つよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の盗用、改ざん、漏えい、毀損及び滅失の防止その他の適正な維持管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(電子計算組織の結合等の制限)

第17条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合により個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合により個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(職員の義務)

第18条 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(受託者の義務)

第19条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者、又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた者（以下「受託者」という。）は、その業務の処理に当たって漏えいの防止その他個人情報の保護に関して、実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 受託者は、受託した業務、又は指定された公の施設の管理業務の処理に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 実施機関は、個人情報の処理を委託するときは、当該受託者に対して、個人情報の保護を図るため、当該処理業務に係る個人情報の適切な維持管理について必要な措置を講

じさせなければならない。

（自己情報の開示請求）

第20条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有する自己情報の閲覧及び写しの交付（以下「開示」という。）を請求することができる。

2 実施機関は、前項の請求に係る個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 法令又は条例に定めがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの
- (3) 実施機関の公正かつ適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が上松町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴いて開示しないことができると認めたもの

（個人情報の部分開示）

第21条 実施機関は、前条第1項の請求に係る個人情報が、前条第2項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分が混在して記録されている場合において、当該部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、非開示の部分を除いて当該個人情報を開示しなければならない。

（自己情報の訂正の請求）

第22条 何人も、自己情報の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の訂正を請求することができる。

（自己情報の削除の請求）

第23条 何人も、第12条の規定による保管等の制限を超え、又は第14条第1項若しくは第2項の規定によらないで、自己情報（特定個人情報を除く。次条において同じ。）の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該情報の削除を請求することができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第24条 何人も、第15条各項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がなされていると認めるときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(特定個人情報の利用停止の請求)

第24条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第15条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第15条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

(自己情報の開示、訂正等の請求方法)

第25条 自己情報(削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては特定個人情報を、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求にあつては情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の開示及び訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止(以下「開示、訂正等」という。)を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにし、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示、訂正等を求める自己情報の内容
- (3) 訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求める事項及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(個人情報の開示、訂正等の決定)

第26条 前条の規定による開示、訂正等の請求に対する可否の決定については、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示、訂正等」と、「非公開の決定」とあるのは「個人情報の開示、訂正等をしない旨の決定」と、「第7条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。

(個人情報の開示、訂正等の実施)

第27条 個人情報の開示の実施については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、前条の規定により訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。ただし、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては特定個人情報を、利用停止の請求にあつては情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止の措置を採らなければならない。この場合において、実施機関は、当該措置の内容を当該請求に係る本人及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し、書面により通知しなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第27条の2 実施機関は、訂正等の請求に係る決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者若しくは同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(審査請求等)

第28条 第10条第3項、第4項又は第26条の規定に基づく決定又は情報の公開の請求若しくは自己情報の開示、訂正等に対する実施機関の不作為について不服のあるものは、当該実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 第10条第3項、第4項又は第26条の規定に基づく決定又は情報の公開の請求若しくは自己情報の開示、訂正等に対する実施機関の不作為に係る審査請求については、行審法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく上松町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書等の全部を公開することとする場合（当該行政文書等の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合

4 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(審査会の設置)

第29条 第13条の2の規定により意見を述べ、又は第12条第2項、第14条第1項第6号、第15条第2項第4号、第17条第2項、第20条第2項第4号及び前条第3項の規定により、審査請求についての審査及び諮問事項についての審議をするため、上松町情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織し、情報公開及び個人情報保護制度に関し識見を有す

る者のうちから町長が委嘱する。

- 3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(検索資料の作成等)

第30条 実施機関は、情報及び個人情報を検索するために必要な資料又は目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(手数料等)

第31条 この条例の規定による情報の公開及び個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の公開及び個人情報の開示により写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(実施状況の公表)

第32条 町長は、毎年度、実施機関によるこの条例の実施状況を公表するものとする。

(町関係法人の情報公開)

第33条 町長は、町が出資する法人その他の町が関与する団体に対して、情報の提供その他情報の公開のために必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(他の制度との調整)

第34条 この条例は、情報の閲覧、縦覧若しくは写しの交付の手續又は個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の開示、訂正等若しくは当該個人情報の写しの交付の手續が法令又は他の条例等の規定により別に定められている場合については、適用しない。

- 2 この条例は、公民館等の町の機関において、町民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(情報公開に関する経過措置)

- 2 この条例に基づく情報の公開は、この条例の施行日以後に作成し、又は取得した情報から適用する。

(個人情報保護に関する経過措置)

- 3 この条例に基づく個人情報保護に関する規定は、この条例の施行の際、現に実施機関が保管等をしている個人情報及びこの条例の施行日以後に保管等をする個人情報について適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に保管等をしている個人情報については、この条例の相当規定の経手を経たものとみなす。

附 則（平成18年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第16号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条の次に3条を加える改正規定（第13条の2及び第13条の3に係る部分に限る。）及び第29条の改正規定 公布の日
- (2) 第15条の次に2条を加える改正規定（第15条の3に係る部分に限る。） 平成27年10月5日
- (3) 第3章中第27条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成28年条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第9号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の上松町情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「改正後条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第5号に規定する要配慮個人情報を含むもの及び改正後条例第2条第9号に規定する実施機関が保有している特定個人情報ファイルであって、改正後条例第13条の3第1項第5号に規定する記録情報に改正後条例第2条第5号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第13条第1項及び第13条の3第1項の規定の適用については、改正後条例第13条第1項中「新たに開始しようとする」とあるのは「現に行っている」と、あらかじめ」とあるのは「上松町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（平成29年上松町条例第15号）の施行後遅滞なく」と、改正後条例第13条の3第1項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「保有しているときは、上松町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（平成29年上松町条例第15号）の施行後遅滞なく」とする。